



子ども医療費助成制度

Medical Expense
Subsidy System
for Children

(0歳から高校生相当年齢まで)

Eligibility is from age 0 to the equivalent of high school seniors



Scan the QR code above to apply

子ども医療費助成制度では、松戸市に住民登録のある子ども*を対象に、保険診療分から高額療養費等の保険給付金及び子ども医療費の自己負担額を控除した額を助成します。千葉県内の医療機関で、ご加入の健康保険証と一緒に助成受給券を提示することにより、保護者の自己負担額のみで済みます。
*高校生相当年齢の方は、本市に住民登録がない方も対象になる場合がありますので、お問合せください。

【保険診療分(10割)】

保険給付金 (未就学児 8割・就学児 7割)		自己負担 (未就学児 2割・就学児 3割)	
高額療養費 附加給付金等	子ども医療費助成	子ども医療費 自己負担額	

通院 1回・入院 1日：200円、調剤：無料
※市民税所得割非課税世帯の場合は、無料

令和5年8月1日から、**自己負担上限額が設定**されています。**同一月に同一の医療機関を受診する場合、受給券を提示すると通院6回目、入院11日目以降の自己負担額**（健康保険が適用される医療費に限る）**が無料になります。**

上記要件において、受給券が提示できなかった場合は、償還申請が必要です。

For inquiries, please contact us below (English available)

【問合せ】 松戸市 子育て支援課 児童給付担当室 子ども医療担当
〒271-8588 松戸市根本387-5 ☎047-366-3127



Checklist For You

(✓)



受給券の申請方法

下記書類を右記QRコードから**電子申請** ※児童給付担当室・支所・市民課窓口でも受付可

1. 子ども医療費助成申請書（受給券交付申請用）
2. 子どもの健康保険証（新生児は加入予定の保護者の健康保険証）
※申請年の1月1日で海外居住者は、保護者のパスポートの写し（出国・入国）を添付。

受給券



受給券の使用方法

千葉県内の医療機関を受診する際に、健康保険証と一緒に提示し、受給券記載の「自己負担額」をお支払いください。※保険適用外の自費分（助成対象外）は、ご負担ください。



受給券を使用してはいけない場合 ※使用した場合は返還請求になります！

1. **学校等での傷病等**で、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等が受けられる場合。
2. **自動車交通事故等の第三者の加害行為による災害**で、損害賠償等を受けられる場合。
3. **松戸市から転出した場合**。転出日から受給券は使用できません！**受給券は自宅で破棄してください。**
4. 就学援助認定者で、学校保健安全法による医療費の補助を受けられる場合。
5. 生活保護を申請した場合。生活保護費の中で助成を受けます。



受給券の更新＝自動更新のため更新手続き不要

毎年7月末頃にご自宅へ受給券を郵送します。

受給券の有効期間は、7月31日です。高校3年生は3月31日です。



届出が必要な場合 ※受給券に変更がある場合は、自宅へ郵送します！

右記QRコードから**電子申請** ※児童給付担当室・支所・市民課（一部）窓口でも受付可

1. 子どもの氏名・住所を変更した。
2. 子どもの加入健康保険が変わった。（保険証写し）
3. 保護者の変更（婚姻・離婚等）があった。（保険証写し）
4. 保護者の課税状況に変更があった。
5. 受給券を紛失した。→「再交付」で申請。
6. 申請・届出後の不足書類提出→「不足書類」で申請。

変更届

再交付

不足書類



償還払い申請方法 ※受給券が発券されていることが必要です。

下記書類を右記QRコードから**電子申請** ※児童給付担当室・支所窓口でも受付可

1. 子ども医療費助成金交付申請書（償還払い）
2. 領収書（原本又はコピー）※保険点数の記載があるもの
【要件】支払った日の翌日から起算して、2年以内のもの
領収書は返却しませんので、必要な場合は、コピーをご提出ください。
【自己負担上限額の適用を受ける場合】
同一の医療機関における同月全ての領収書を添付する必要があります。
3. 子どもの健康保険証・保護者名義の通帳又はキャッシュカード（**家族カードは不可**）のコピー
4. その他必要な方のみ ◆加入健康保険組合から給付金等がある場合→療養費決定通知書
◆治療用装具を購入した場合→医師の診断書又は意見書等

償還



【償還払い申請前に、ご加入の健康保険組合等へ必ず申請手続きが必要な場合】

- ◆健康保険証が使用できなかったため、保険適用の医療費分を全額負担した場合（治療用装具含む）
- ◆松戸市国民健康保険加入者以外の方で、**領収書の保険自己負担額（1か月）*が21,000円以上**になった場合。***医療機関ごとの1か月の自己負担額、ただし入院と外来、医科と歯科は分けて計算。**また、医療機関からの処方箋で院外処方を受けた場合、当該薬局の自己負担額を処方箋交付元の医療機関の自己負担額に合算する。